

令和3年（ネ）第605号 新安保法制違憲国家賠償請求訴訟事件

控訴人 築城昭平ほか

被控訴人 国

準備書面（40）

2023年（令和5年）1月27日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 吉 田
同 福 崎
同 森 永



本準備書面は、2022年11月1日に実施された半田滋氏の証人尋問（以下「半田証人」「半田証言」という。）及びその後に行われた安全保障関連3文書の改定についての同氏の論考（甲B148～151）を踏まえ、安全保障関連法に内在する危険が顕在化していることについて述べます。

第1 半田滋氏の知見の卓越性について

半田証人は、東京新聞社に勤務し、自衛隊の海外派遣の始まった1991年のペルシャ湾掃海艇派遣から防衛庁、自衛隊の取材を開始し、その後記者クラブに入った1992年から東京新聞を退職するまでの約30年間、毎日自宅から防衛庁、防衛省へ出かけて防衛官僚や幹部自衛官に取材を行い、また、国内のみならず海外における自衛隊の活動を現地で取材を行い、記事を書いてきました（半田証言3～4頁）。また、調書添付の経歴書のとおり、多数の論考

があります。

約30年にわたって防衛庁、防衛省、自衛隊を取材してきた記者は他にいないのであり、半田証人の防衛省、自衛隊の活動や防衛政策についての知見は卓越したものがあります。

そのため、本件において、証人と採用されており、裁判所は、証言に現れる安全保障関連法に内在する危険について目を向け、耳を傾ける必要があります。

第2 安全保障関連法の憲法上の問題点とその背景

1 安全保障関連法の憲法上の問題点

半田証人は、安全保障関連法について、自衛隊がどのような組織であるのか、自衛隊が憲法上できることは何かできないことは何か、集団的自衛権の行使はできるのか、外国の武力行使と一体化するのではないか等々についての、従前の政府の憲法解釈を踏まえた説明を受けた立場から、安全保障関連法の憲法上の問題点について、次のように述べております。

「自衛隊は憲法の下にある必要最小限の実力組織であるということを防衛省側から説明を受け、そのように認識してまいりました。しかしながらその憲法解釈が閣議決定によって変更をされ、これまで行使できないとされてきた集団的自衛権の行使が解禁をされ、そのことを法律に落とし込んだ安全保障関連法に基づいて存立危機事態が認定されれば、自衛隊は海外で集団的自衛権の行使が可能になる。まだ、周辺事態法では武力の行使の一体化として検証されていた発進準備中の航空機の燃料補給であったり弾薬の補給であったり、そういうことが重要影響事態の下で可能になった。また、アメリカ軍の艦艇や航空機など米軍防護が可能になった。PKO の際には駆け付け警護や宿营地の共同防護といった海外における武力行使と密接に関係する活動が可能になった。そういう

った活動が可能になったということから憲法上、大きな問題を抱える法律の下で自衛隊が活動をすることになったというふうに認識しております。」（半田証言4頁）。

すなわち、半田証人は、

- ① それまで憲法解釈上できないとされてきた集団的自衛権の行使が存立危機事態と認定すれば可能となったこと
 - ② 外国との武力行使の一体化となるとされ、できないとされてきた発進準備中の航空機の燃料補給であったり弾薬の補給であったり、そのようなことが重要影響事態の下で可能になったこと
 - ③ 米艦防護ができるようになったこと
 - ④ PKO の際には駆け付け警護や宿営地の共同防護といった海外における武力行使と密接に関係する活動が可能になったこと
- が問題である旨を端的に指摘しています。

2 背景にあるもの

そして、その背景として、

- ① 日米安保条約を自衛隊も血を流す軍事同盟として双務性を高めたいという安倍元首相の政治的信念
- ② 尖閣防衛という外務省の思惑
- ③ 日本の安全保障政策の変更を求めるアメリカのアーミテージリポートの影響

を安倍元首相の著書やレポートの内容を丁寧に拾い上げて指摘しています（半田証言5頁）。

第3 安全保障関連法施行後の自衛隊の変化について

1　自衛隊の全体的な変化について

法律が変われば、それに伴い自衛隊も変化します。

半田証人は、安全保障関連法施行後の自衛隊の全体的な変化について、

- ①　自衛隊の任務の変化として従前できないとされてきた南スーダンPKOにおける「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」の任務付与
- ②　米軍艦艇、米軍航空機の防護など他国軍兵器防護の継続的実施（武器等防護）
- ③　装備の変化として 2018 年防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の改定による長射程ミサイルの保有、護衛艦「いずも」型の空母化
- ④　保持できる能力面の変化として、上記大綱、中期防に加えて 2022 年 1 月に国家安全保障戦略を改定し、「敵基地攻撃能力の保有」を閣議決定しようとしていること（半田証人尋問後、実際に閣議決定がなされた）
- ⑤　訓練面の変化として、南シナ海、インド洋へ海上自衛隊の護衛艦を継続した派遣

をあげています（半田証言 6 頁）。

2　武器等防護の問題点について

このうち、半田証人は、問題が大きいものとして、②武器等防護をあげています（半田証言 6 ~ 9 頁）。

武器等防護については、①いつどのように実施されたか防護の中身詳細が非公表になっていること、②法律上、自衛官個人の判断で、集団的自衛権の行使にあたる武器使用に踏み込むことができるという問題がある旨指摘しています。

（1）問題点—①防護の中身が非公表であること

まず、武器等防護はこれまで合計 79 件実施されていますが、毎年の活動が国家安全保障会議にかけられているため特定秘密となり、件数しか公表さ

れず、具体的にいつどこでどのような防護を行ったことは公表されない扱いとなっています。

しかしながら、次に述べるように、武器等防護は、各自衛官の判断で集団的自衛権の行使にあたる武器使用に踏み込むことができることからすれば、どのようなことが行われているかは国民が知る必要がありますし、国民の代表機関である国会で審議される必要があります。

このように、防衛省がわざわざ国家安全保障会議に報告することによって、武器等防護を特定秘密化して明らかにしない取り扱いにしていることは、非常に問題です。

(2) 問題点ー②法律上、自衛官個人の判断で、集団的自衛権の行使につながる武器使用ができること

次に、半田証人は、武器等防護を定める自衛隊法95条の2の関係で②法律上個人の判断で集団的自衛権の行使につながる武器使用ができるという問題点を指摘しました。

まず、条文上「自衛官」個人の判断で武器使用ができます。そして、この武器使用は、集団的自衛権の行使につながるのです。

この点、アメリカは150万人という世界最強の軍隊を持っていますが、集団的自衛権の行使を判断できるのは、大統領と国防長官の二人のみです。これに対し、日本では、各自衛官が集団的自衛権の行使につながる武器使用をできることになっており、ハードルが非常に低いこととなります。

米艦艇の防護は、自衛隊の船と米軍の船が15キロから20キロほど離れたところで行われています。水上艦艇の最大の脅威は潜水艦ですが、近くに他の艦艇がいると、そのスクリュー音が邪魔になって、潜水艦の脅威から逃れることができなくなるおそれがあります。そこで、そのような距離をとつて行われるのが米艦防護となります。

そして、現在の兵器は精密兵器ですので、自衛隊の船を撃とうと思ったミ

サイルが誤って米軍の艦艇、15キロ先の艦艇に当たることは、まず考えられません。そうすると、米軍の艦艇に当たったミサイルは米軍を狙ったものです。

したがって、この状況で武器防護、米艦防護を行うということは、米軍艦艇が被害を受けたのを見て、自衛隊が米軍艦艇を撃ってきた相手に対して反撃を仕掛けることを意味します。

これこそ、正に集団的自衛権の行使になっており、憲法上問題なのです。

3 自衛隊の兵器や能力の変化と問題点について

次に、半田証人は、自衛隊の兵器や能力の変化と問題点を指摘しました（半田証言9頁～）。

(1) ③自衛隊の兵器の変化と問題点（半田証言9～12頁）

従前、自衛隊には保有することができない兵器があるとされてきました。すなわち、1988年に瓦力防衛庁長官は、国会の場で、憲法9条2項に従って、「必要最小限の実力を超えるものは持てない」と述べ、具体的には、①ICBM、つまり大陸間弾道ミサイル、②長距離戦略爆撃機、③攻撃型空母は持てない、と明確に言い切っています。そして、瓦力長官が「累次申し上げてきているとおりです」と述べているように、1970年に中曾根防衛庁長官も全く同じ答弁をしています。

このような政府解釈が変更されていないにもかかわらず、安全保障関連法施行後、なし崩し的に、憲法上保有することはできないとされてきた兵器を自衛隊が保有する方向へ動いています。

ア 「島嶼防衛用高速滑空弾」⇒①「大陸間弾道ミサイル」

まず、自衛隊が開発している「島嶼防衛用高速滑空弾」は、長射程化していき、事実上の①「大陸間弾道ミサイル」に近いものです。

イ 「長射程ミサイル+戦闘機」⇒②「長距離戦略爆撃機」

次に、JSMやJASSMなどの戦闘機から発射する長射程ミサイル（射程が500キロから900キロ）は、これらを積んだ戦闘機が日本海から撃てば朝鮮半島に届きますし、東シナ海から撃てば中国大陸に届きます。この機能役割はまさに②「長距離戦略爆撃機」となります。

ウ 「『いずも』『かが』の空母化+F35B」⇒③「攻撃型空母」

さらに、それまで対潜水艦戦に特化していたヘリコプターを搭載していた「いずも」「かが」を空母化して垂直離着陸ができるF35Bを搭載するということは、長距離へ行けない航空機を近くまで運んでいくこととなるところ、まさに動く航空基地となり、攻撃的な兵器、③攻撃的空母となります。

エ まとめ

要するに、これらの自衛隊の兵器は、①大陸間弾道ミサイル、②長距離戦略爆撃機、③攻撃型空母となり、必要最小限の実力を超えることとなり、憲法9条2項が禁止する「戦力」に該当してしまうのです。

憲法上、禁止された兵器を保有へ

▼島嶼防衛用高速滑空弾（事実上の弾道ミサイル） ≈大陸間弾道ミサイル



▼スタンド・オフ機能がある長射程ミサイルの導入。JSM、JASSM、LRASM（長射程巡航ミサイル）
≈長距離戦略爆撃機



▼憲法に基づく専守防衛から逸脱する空母保有。
護衛艦「いずも」を空母化、垂直離着陸機F35Bを搭載 ≈攻撃型空母



(2) ④自衛隊の能力の変化と問題点（半田証言12～14頁）－敵基地攻撃能力の保有

さらに、これらの憲法9条2項に違反する兵器の変化は、敵基地攻撃能力の保有という自衛隊の能力の変化をもたらしています。

ア 専守防衛

従前、自衛隊は、専守防衛の枠の中で装備品を買いそろえ、専守防衛のための訓練しか行っていませんでした。

イ 敵基地攻撃能力保有へ－国際法上違法とされる先制攻撃の懸念（甲B125、148～151）

しかしながら、(1)で述べた攻撃的兵器の保有は、専守防衛を超えて、敵基地攻撃能力の保有につながっています。

半田証人の証人尋問後、2022年12月、岸田政権は、閣議決定によって国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の3文書の改定を行い、日本の安全保障政策を、専守防衛から敵基地攻撃能力の保有（反撃能力の保有）に正式に置き換えてしました。

敵基地攻撃を行うということは、相手が攻撃をしてきていないにもかかわらず先制攻撃をすることになりかねず、国際法上違法とされることになり、専守防衛の枠組みから大きく外れていくことになります。まさに、自衛隊は「事実上の軍隊」となります。

しかも、この敵基地攻撃能力の行使のためには、情報収集能力が必要なところ、日本には偵察衛星もスパイといったヒューミタント、人的な情報収集能力が決定的に足りていないことから、敵基地攻撃能力を行使するためには、これらの情報収集能力を有するアメリカと共同作戦行動をおこなうことになります。

敵基地攻撃能力は、自衛隊がより積極的に外国に戦争を仕掛けられるような仕組みです。敵基地攻撃能力を行使すれば、国際法上違法な先制攻撃

であれ、着手後の反撃であれ、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に直結するものです。そして、その結果は、多大な国民の犠牲と国土の荒廃を伴って、再び我が国に戦争の惨禍をもたらすことになりかねないのです。

専守防衛を逸脱して「敵基地攻撃能力の保有」に走る「一本足打法」は、東アジア全体の軍拡を促し、地域の不安定化を意味する「安全保障のジレンマ」に陥りかねません。

(3) 自衛隊の部隊編成や構成の変化と問題点（半田証言14～15頁）

ア 南西シフト

自衛隊の部隊編成や構成は、冷戦時代には、ソ連の脅威に備えるための北方重視の方針の下で、本州以南の部隊を有事には北海道に集めることを計画していました。

ところが、冷戦が終わり、ソ連がなくなった後は、急速に軍事力を強める中国に対抗するために南西諸島に本州の部隊を移転させて、そして支援するという方針に変わりました。



イ 南西諸島のミサイル網

この南西シフトの方針の下、従前、南西諸島では沖縄県の沖縄本島にだけ実戦部隊がありましたが、これでは手薄であるとされ、自衛隊は、鹿児島県の奄美大島、そして沖縄県の宮古島に地対艦、地対空ミサイル部隊を配備をしました。

今年、2023年の3月には、沖縄県の石垣島にも同じ部隊が置かることになり、また、既に日本の最先端にある与那国島には、沿岸監視隊として中国軍の艦艇や航空機を見張る部隊があります。

加えて、沖縄本島には既に多くの地対空ミサイル部隊がありますが、自衛隊は、2023年には、それに加えて、うるま市に地対艦ミサイル部隊を置くこととし、2023年度には南西諸島のミサイル網が完成をしていくことになっています。

これは後述する台湾有事において問題となります。



(4) 自衛隊の訓練の変化と問題点（半田証言16～19頁）

ア　自衛隊の本来の警戒・監視区域

自衛隊は、日本の防衛を任務とすることから、本来の警戒・監視区域は防空識別圏内となります。

自衛隊本来の警戒・監視

北は宗谷海峡

南は与那国島

東シナ海まで



イ　訓練の変化と海上自衛隊の意識の変化と問題点

しかしながら、安全保障関連法成立後、自衛隊は、防空識別圏を遙かに超えて、南シナ海やインド洋で訓練を行うようになりました。

これは、中国の巨大経済圏構想であり、かつ安全保障構想である「一带一路」に対抗して、2016年8月に安倍元首相が提唱された「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づくものです。

実際に、海上自衛隊は、2018年から毎年護衛艦を2～3隻、南シナ海とインド洋に長期間派遣し、単独訓練を行ったり、日米共同訓練（マラバール）を行ったりして中国を牽制しています。

海上自衛隊のホームページからは、海上自衛隊は、南シナ海やインド洋で平和と安定を実現するのが自衛隊の任務であると考えるようになって

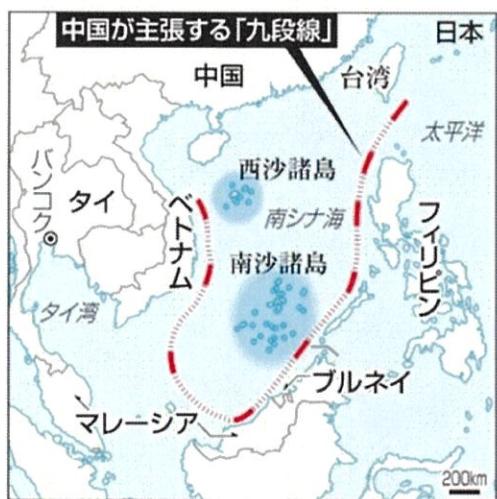
きていることがうかがえます。

このように、自衛隊の訓練が、日本を防衛するという専守防衛から逸脱しているという問題があります。

インド太平洋方面派遣訓練部隊を編成

2018年8月26日～10月30日（65日間）
2019年4月30日～7月10日（72日間）
2020年9月7日～10月17日（41日間）
2021年8月20日～11月25日（98日間）
2022年6月13日～10月28日（138日間）

護衛艦「かが」「いずも」を中心に護衛艦2隻から3隻を派遣



海上自衛隊のホームページより

（2018年8月31日）フィリピン西方海域において「ロナルド・レーガン」空母打撃群（米空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」及び駆逐艦「ミリウス」）と日米共同訓練を実施しました。海上自衛隊は本訓練を通じて、海上自衛隊と米海軍のインター操作能力の更なる向上を図るとともに、地域の平和と安定に貢献する日米同盟の強靭性を示しました。



（2019年5月23日 - 24日）

IPD19は、インド海軍と対潜訓練や戦術運動など共同訓練を実施し、インド海軍との連携を強化しました。IPD19は、引き続き、あらゆる任務に即応し得る態勢を備え、地域の平和と安定への寄与を図ります。

第4 台湾有事－安全保障関連法によって生じている巻き込まれの危険

半田証人は、今後、安全保障関連法によって日本が巻き込まれる可能性が高いものとして、台湾有事をあげています（半田証言15～16頁、19～25頁）。

1 台湾有事が2027年までに発生する可能性があること（半田証言20～22頁）

(1) アメリカの認識

台湾有事については、米軍のインド太平洋新旧司令官が2021年から6年以内、2027年までに台湾有事が発生するという旨の発言をしています。

この発言の根拠は、①中国の海軍力と空軍力の近代化が2027年に完成すること（「接近阻止・領域拒否」アンチアクセス・エリアデナイアル）、②習近平氏が4期目を狙うのであれば大きな成果が必要であり、今の中国共产党にとって台湾統一に勝る成果はないこと、この二つです。つまり、軍事的そして政治的に6年以内というのが、一番危ないというふうにアメリカ軍が考えるようになっているということです。

(2) 中国側の認識

また、中国側も①習近平氏が2019年1月に、外国勢力による干渉や独立の動きをけん制をして、台湾統一に武力の行使は放棄をしないと明言したり、②2020年に李克強首相が全人代の場での政府活動報告に当たり、平和的再統一の平和的という言葉をとってしまったりしたことから、台湾統一ためには武力行使もあり得るのだと認識していることがうかがわれます。

2 アメリカが台湾有事に介入するスタンスであること（半田証言22～23頁）

(1) アメリカが台湾有事に介入する理由－アメリカの国益

そして、アメリカは、ロシアのウクライナ侵攻と異なり、台湾有事には介入するスタンスを示しています。

これは、①台湾・南西諸島の海底に引いている水中聴音機により中国の核ミサイルを積んだ原子力潜水艦 S S B N の動向を知り、同艦からの脅威から逃れるという「アメリカの安全保障上の理由」と、②台湾が統一されてしまうと台湾にある世界一の半導体メーカーである T S M C も中国に取られてしまうことになりますが、それでは自国の主力産業である自動車や I T が立ちゆかなくなってしまうがそれは避けたいという「自国の産業維持という理由」というふたつの理由から、アメリカは台湾を防衛するということを繰り返し述べていると考えられるのです。

すなわち、「アメリカの国益」のために台湾有事に介入するスタンスを示しているのです。



(2) アメリカが台湾有事に備えており日米で台湾有事を想定した訓練等をしていること

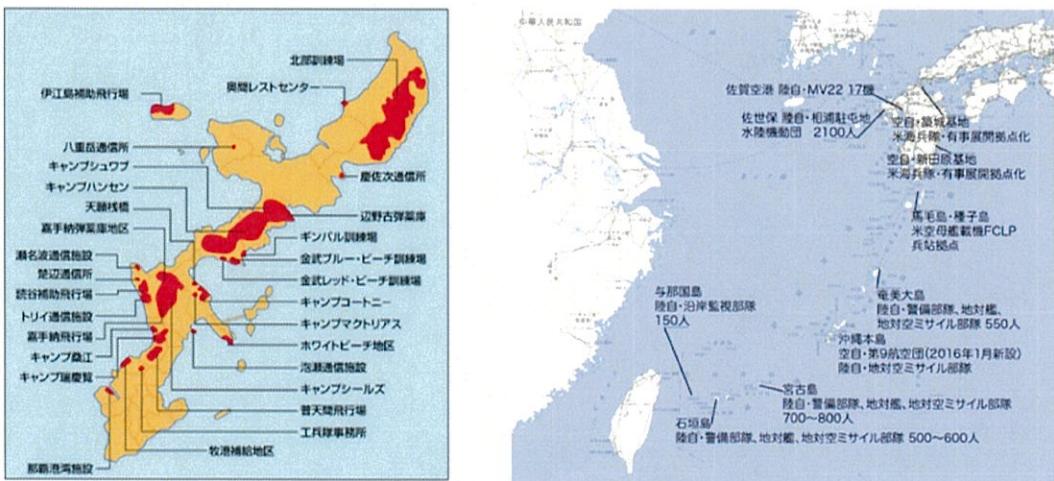
そしてアメリカは、台湾有事に備えるために第1列島線（日本、台湾、フィリピンを結ぶライン）にミサイル網を作ろうとしており、日本・沖縄本島にアメリカ軍のミサイル基地を建設しようとしています。

また、アメリカ陸軍と陸上自衛隊が年に一度行っている大規模な実働演習であるオリエント・シールド21が、奄美大島で開催されました。これは、奄美大島にやってきた弾道ミサイルや航空機を迎撃するといった内容の訓練で奄美大島が戦場になることを想定しています。

加えて、自衛隊は毎年一度大規模な統合演習を行っていますが、これは本来、自衛隊の単独演習ですから、アメリカは参加する必要はありません。しかしながら、2021年11月にはアメリカのたっての希望で、横須賀を事実上の母港とする第7艦隊の5,800人が参加をして、そして沖縄を舞台に実戦を想定した本格的な訓練が行われました（自衛隊の参加者は3万人）。

このように、日米の制服組の間では、台湾有事に伴う南西諸島の戦場化というものが想定された訓練が、もう既に本格的に行われているのです。

南西諸島に米軍のミサイルを配備へ



3 2021年日米首脳会談（半田証言19頁）

さらに、この台湾有事について、2021年の日米首脳会談（菅首相、バイデン大統領）において、台湾海峡の平和と安定が強調されており、日米が連携して中国を抑止していくとともに、その抑止が破れた場合には軍事力を行使することを約束してしまっています。

日米首脳会談で「台湾」を明記

2021/4/21 朝日新聞



「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促す」

(We underscore the importance of peace and stability across the Taiwan Strait and encourage the peaceful resolution of cross-Strait issues.)

24

4 日本の安全保障関連法制定時の安倍元首相と麻生副総理の発言に現れる認識（半田証言15～16頁）

(1) 安倍元首相の発言

ア 2021年12月のシンポジウムでの発言－台湾有事は日本有事

安倍元首相は、2021年12月、台湾で行われたシンポジウムに出席し、尖閣諸島や与那国島は台湾から離れていないという距離的な理由で、台湾有事は日本有事であるというふうに断定をしました。

しかしながら、現代の軍事作戦は精密なミサイルの撃ち合いから始まるところ、台湾と与那国島の距離は100キロ以上離れており、台湾を狙ったのに間違って与那国島に落ちることは考えられません。可能性があるの

は、現在バイデン大統領が台湾を防衛すると明言している言葉どおりに、沖縄本島の米軍基地から米軍が台湾有事に関わって出動していくことによって、沖縄県の米軍基地が中国から攻撃をされて、日本有事になることです。

このように、台湾有事は直ちには日本有事になるわけではありません。にもかかわらず、安倍元首相は、距離的に近いことを理由に台湾有事は日本有事と述べています。

イ 2021年11月の講演会での発言－台湾有事に敵基地攻撃能力を

また、安倍元首相は、2021年11月の講演会で、安倍政権においてスタンド・オフ・ミサイルという形でこれは保有を始めたことを明快に述べた後に、その後、この能力を反撃能力、つまり、敵基地攻撃能力に使っていくことが重要だと述べたうえで、さらに、北朝鮮つまり朝鮮半島有事、南西沖つまり台湾有事などにも使っていくことが重要だと述べました。すなわち、日本防衛ということではなく、朝鮮半島有事や台湾有事にも使っていくべきであると述べました。

このように、安倍元首相は、敵基地攻撃能力が国際法違反とされる先制攻撃となる可能性があるにもかかわらず、台湾有事には使っていくべきだと述べています^{*1}。

*1 安倍元首相は、この講演会で「よく『敵基地攻撃能力』という言葉が使われますが、この表現は私はあまり適切ではないのではないかと思います。敵基地だけに限定せず、『抑止力』として打撃力を持つということです」「米国の場合は、ミサイル防衛によって米国本土は守るけれども、一方で反撃能力によって相手を殲滅します。この後者こそが抑止力なのです」と述べています。敵基地を攻撃しただけでも相手国との全面戦争となる可能性は高いにもかかわらず、抑止力としての打撃力、殲滅能力行使するといった発言をしていることからすれば、台湾有事への介入のみならず中国と全面戦争を行うことをも想定しているように思えます。

ウ 小括

このように、安倍元首相は、台湾有事が当然に日本有事になるかのごとく発言し、しかも、国際法上違法とされる先制攻撃につながる敵基地攻撃能力を行使することが重要だという発言をしていますが、安全保障関連法制定時の首相であるにもかかわらず同法の理解が不十分ですし、発言内容も問題です。

(2) 麻生副総理の発言

麻生副総理は、2021年7月、都内で行われた講演で、台湾有事になれば存立危機事態と言っても全くおかしくないと述べています^{*2}。

存立危機事態とは、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が行われ、これにより我が国に存立が脅かされる事態であり、集団的自衛権の行使が解禁

*2 麻生副総理は、この講演会で「台湾で大きな問題が起きると、間違いなく『存立危機事態』に關係してくると言っても全くおかしくない。日米で一緒に台湾を防衛しなければならない」と述べています。

外務省のホームページによれば、「台湾との関係に関する日本の基本的立場は、日中共同声明にあるとおりであり、台湾との関係について非政府間の実務関係として維持してきています。政府としては、台湾をめぐる問題が両岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望しています。」とされ、日中共同声明では、「二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」とされています。

そうすると、日中共同声明において、中国の領土の不可分の一部であるとされている台湾を、「日米で一緒に台湾を防衛する」ということ自体観念し得ないように思われます。

なお、アメリカが台湾を防衛するのは、既に述べたとおり、アメリカの国益のためです。

できる要件とされています。

しかしながら、日本政府は台湾を国と認めていませんので、台湾は密接な関係にある他国に該当しません。

そうすると、密接な関係になる他国とは、アメリカとなります。

そのアメリカが台湾有事に参戦していけば、アメリカ軍が損耗して存立危機事態に当たり得ることとなり、そうなれば自衛隊が参戦をしていくという流れになります。

このように、アメリカがアメリカの国益のために台湾有事に参戦しない限り、存立危機事態とはなりません。

にもかかわらず、麻生副総理が台湾有事が当然に日本の日本有事になるかのごとく発言をしています。麻生副総理は、安全保障関連法制定時の副総理であるにもかかわらず同法の理解が不十分ですし、発言内容も問題です。

5 台湾有事

以上のように、台湾有事が2027年までに起きる危険性がありますが、台湾有事のみでは、日本对中国からの攻撃は及ぶことはありません。

しかし、アメリカが参戦することになれば、日本が安全保障関連法に基づいて集団的自衛権行使することで沖縄、九州、さらには日本全土に戦火が及ぶことになります。敵基地攻撃能力行使すれば、なおさらです。

そのようなアメリカの紛争に巻き込まれる、あるいは巻き込まれにいくことを可能とするのが、集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法なのです。

第5 北朝鮮有事－安全保障関連法によって生じている巻き込まれの危険（半田証言頁）

2017年、北朝鮮が弾道ミサイル発射を重ね、同年9月に6回目の核実験を行ったのを踏まえ、河野元統合幕僚長は、アメリカがその北朝鮮を攻撃する

という前提の下で、このアメリカを支援するために重要影響事態が発動をされ自衛隊が米軍の後方支援を行う、あるいは存立危機事態が発動をされ自衛隊が米軍と共に武器を取って北朝鮮と戦うということについて検討を行ったということが、2年後の2019年5月16日の朝日新聞で報道されました

このように安全保障関連法は、日本を防衛するためにあるわけではなく、アメリカの戦争を支援するための法律です。すなわち、アメリカの紛争に巻き込まれる、あるいは巻き込まれにいくことを可能とするのが、集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法なのです。

そして、上記河野統合幕僚長の発言は、それらの検討から2年経ってなされたことや、昨年2022年から北朝鮮が弾道ミサイルの発射を重ねていることからすると、ある日突然、日本は、北朝鮮有事に関して、アメリカの戦争に巻き込まれる可能性があるのです。

第6 「抑止」は破れることや効かないことがあること

抑止力をいくら高めても、抑止は破れることや効かないことがあります。このことは、歴史から見ても明らかです。

このことは、①2022年に始まったロシアによるウクライナ侵攻や②湾岸戦争からも明らかです。

どれだけ軍事力を高めても、相手がそれを全く感じなければ、その抑止力は効かないのです。

「抑止」は破れることや効かないことがある



▼ウクライナは2014年のロシアによるクリミア半島併合後、徴兵制を復活させ、兵力は20万人に強化された。米英から軍事顧問団を招いて最新の戦術を導入したが、ロシアに攻め込まれた。

▼湾岸戦争前、米軍はバーレーンに司令部を置き、延べ50万人の多国籍軍がサウジアラビアのイラク・クウェート国境付近に進駐を開始したが、イラク軍はクウェートから撤退せず、1990年1月、砂漠の嵐作戦が開始。



第7 日本の安全を守るために戦争をしないという選択肢以外はないこと

- 1 台湾有事が日本有事になった場合に住民の避難自体がままならないこと
そして、台湾有事が日本有事となった場合、逃げ遅れた住民が戦争に巻き込まれて命を失いかねないという問題があります。
有事法制の中に国民保護法があり、全国の地方自治体が国民保護計画を策定をしていますが、実際に実効性があるかどうかは全く不明です。
特に問題なのは離島の場合です。離島は周りを海に囲まれていますから、逃げ場が少ないという問題があります。
例えば、宮古島市の場合だと、この避難に必要なバスが188台、航空機が363機、艦船が109隻となっていますが、これほど大量の交通手段を一度に動員できるとは到底考えられません。
また、宮古島が危ないとなれば、やはり自衛隊が配備されている与那国島、あるいは配備される予定の石垣島なども危なくなりますし、それ以外の自衛隊がいない島の人たちも同時に逃げることが考えられます。

そうだとすると、避難に実効性を伴うのは困難ですが、日本政府は自衛隊をこの住民避難の際には支援をするという程度の立場でしかありませんし、この住民避難のときには、情勢が緊迫し、あるいは戦争が行われているかもしれませんので、自衛隊の手助けは期待できないでしょう。

結局、離島間の調整も含めて、政府は自分たちの命は自分で守れと丸投げをしているというのが実態です。

そうだとすると、そのような日本有事となることを避ける、戦争をしないと
いう以外の選択肢はないのです。

2 日本がアメリカからの参戦要求を断れないこと

安全保障関連法が国会上程される1か月前の2015年4月、日本は、日米防衛協力のための指針、ガイドラインを改定をして、アメリカ軍の後方支援を自衛隊が行うこと、存立危機事態のときには、自衛隊が米軍と共に武器を取って戦うことを約束をしてしまいました。そして、同年5月15日に閣議決定によって、安全保障関連法が国会に上程され、同年9月に成立をして法的に裏付けられました。

そのため、アメリカ軍の後方支援をするとともに、存立危機事態のときは、ともに武器を取って戦うということは、アメリカに対する約束事でもあるのでアメリカの要請を断ることはできませんし、参戦要求も拒否できないことになるでしょう。

3 協力を強要される安全保障関連法を廃止するしかないこと

そうすると、参戦要求を断るためにには、集団的自衛権の行使を核とする安全保障関連法を廃止するしかないのです。

特に、台湾有事は米中という核保有国同士の戦争に自衛隊が関与していくことになりますが、これは、核戦争を呼び込みかねない危険があります。

核兵器の使用禁止、廃止は被爆者である控訴人らの切実な願いです。

台湾有事等においては、安全保障関連法に内在するアメリカの戦争への巻き込まれ等の危険が顕在化します。

安全保障関連法を裁判所が違憲と判断し、これを廃止する途を開く以外に、日本の安全を守る方法はありません。

以上